

## ひたちなか市ネーミングライツ・パートナー公募（令和7年11月公募） 質問に対する回答

No.	質問内容	回答（案）	参考
1	ネーミングライツでの愛称は、各種イベント等で使用される場合、必ずポスター・チラシ等に記載していただけるのでしょうか。	<p>市及び指定管理者が主催するイベントのポスター・チラシについては、愛称を使用していきます。ただし、愛称決定時点で既に作成・使用しているポスター・チラシについては、引き続き使用するものとします。</p> <p>また、それ以外の主催者のイベントについては、愛称の使用を促します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひたちなか市ネーミングライツに関するガイドラインP6「5 導入に伴う費用負担」</li> <li>・ネーミングライツ・パートナー募集要項P5「11 ネーミングライツ・パートナーとの契約（2）費用負担」</li> </ul>
2	契約年数内でネーミングライツの愛称変更は可能でしょうか。	<p>市民等の混乱を避けるため、原則として契約期間中における愛称の変更はできません。ただし、社名変更等のやむを得ない理由がある場合には、市と協議の上、双方の合意をもって変更できるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひたちなか市ネーミングライツに関するガイドラインP2~4「3 ネーミングライツ・パートナーの募集（4）募集条件（ウ）愛称の条件（ウ）愛称の変更」</li> </ul>
3	看板設置費用はどちらが負担するものでしょうか。既存の看板と新設の看板それぞれに対し教えていただきたいです。	<p>既存看板等の書き換えや看板の新設に要する費用は、ネーミングライツ・パートナーのご負担となります。</p> <p>また、契約期間終了後は、愛称使用前の状態に戻すこととし、その費用についてもネーミングライツ・パートナーのご負担となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひたちなか市ネーミングライツに関するガイドラインP6「5 導入に伴う費用負担表」</li> </ul>
4	主に親水性中央公園等）市内各所にある地図などはどの程度名称変更されますでしょうか。	<p>愛称は、原則として、市又は指定管理者が新たに作成する印刷物（地図、広報、イベントチラシ等）及びホームページにおいて使用します。ただし、愛称決定時点で既に作成・使用している印刷物については、引き続き使用するものとします。</p> <p>また、案内図等の看板の変更については、優先交渉権者決定後に行う詳細協議において、協議・検討します。道路標識（いわゆる青看板等）の変更については、質問7への回答をご参照ください。</p> <p>なお、既存看板及び標識の書き換えに要する費用については、ネーミングライツ・パートナーのご負担となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひたちなか市ネーミングライツに関するガイドラインP6「5 導入に伴う費用負担」</li> <li>・ネーミングライツ・パートナー募集要項P5「11 ネーミングライツ・パートナーとの契約（2）費用負担」</li> </ul>

## ひたちなか市ネーミングライツ・パートナー公募（令和7年11月公募） 質問に対する回答

No.	質問内容	回答（案）	参考
5	ネーミングライツ・パートナーになった後に当該施設等を使用する場合、なにか優遇などはありますか。	<p>優先交渉権者決定後に行う詳細協議において、関係法令及び施設の管理方針等を踏まえ、協議・検討します。</p>	
6	親水性中央公園について) ネーミングライツ・パートナー締結後、遊具などの設置は可能でしょうか。	<p>親水性中央公園は、平常時には河川敷を活用した公園として利用されていますが、大雨時には洪水を防止するダムとしての機能も担っています。このため、特に中丸川河川区域（県有地）における遊具の設置は想定しておりません。</p> <p>一方、河川区域以外の高台部分（市有地）については、優先交渉権者からの提案内容に応じて、協議を行うことは可能です。</p> <p>なお、新たな設置物を設ける場合には、設置及び撤去費、契約期間中の維持管理費については、ネーミングライツ・パートナーのご負担となります。</p>	別添・親水性中央公園パンフレット
7	施設への道順を案内する道路標識（青看板等）の設置は別途可能でしょうか。その際にかかる費用等はどちらが負担するものでしょうか。	<p>施設への道順を案内する道路標識（いわゆる青看板等）につきましては、国道・県道・市道など、道路の種別により道路管理者が異なります。このため、既存標識の書き換えや新たな標識の設置の可否については、各道路管理者との協議により判断されることとなります。</p> <p>また、新たな標識の設置に当たっては、屋外広告物条例や道路法第32条（占用許可）等の関係法令を遵守していただく必要があります。</p> <p>なお、既存標識の書き換えや新設、撤去および契約期間中の維持管理に要する費用につきましては、ネーミングライツ・パートナーのご負担となります。</p>	